

ゆめアール大橋跡地活用事業 公募要項等に関する質疑及び回答

令和4年4月22日公表

No	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答
1	公募要項	11	V 1	基本的要件	地場企業等を代表とする企業等連合体での応募とする場合、構成企業が地場企業でない場合、評価における減点はありますでしょうか。	減点はありません。
2	公募要項	11	V 1	基本的要件	地場企業を条件とした理由、またその企業にどのような立ち位置を期待されていますか。	地場企業の振興や地域経済活性化を目的に、本条件を設定しています。
3	公募要項	11	V 2	応募者の構成	応募者が自ら土地取得の上開発事業を行う企業の場合、企業等連合体の構成企業に設計会社・施工会社・管理会社等を参加させることは必須でしょうか？	構成企業については、公募要項11頁V2(3)のとおり、提案書提出時に全ての構成企業を明らかにする必要がありますが、本事業に関与する全ての企業を構成企業に位置付ける必要はなく、設計・監理業務等の各業務について、必ずしもそれぞれ1社以上構成企業に含める必要もありません。
4	公募要項	11	V 2 (5)	応募者の構成	資本関係又は人事関係にある者は国内外問わず全て記載する必要がありますでしょうか。	記載する必要があります。
5	公募要項	13	V	応募者の構成等	不動産特定共同事業法第2条第4項第3号に基づく特例事業スキームの採用を検討していますが、取り組み可能でしょうか。	不動産特定共同事業法第2条第8項各号に定める特例事業として本事業を実施し、同条第9項に定める特例事業者が建物解体条件付土地売買契約の相手方となることは可能です。 なお、SPCを設立する場合の要件については、公募要項第13頁V4を参照してください。
6	公募要項	13	V 4 (4)	SPCを設立する場合の要件	「～、契約締結日から10年間は～」とありますが、契約締結日とは、建物解体条件付土地売買契約書の締結日との認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
7	公募要項	15	VI 3	公募要項等に関する質疑受付及び回答	質疑受付終了後、追加の質疑又は市からの回答に対して質疑が生じた場合、受け付けていただけるのでしょうか。	追加の質疑について、受付は行いません。また、市からの回答に対する質疑についても、受け付けないこととしています。
8	公募要項	16	VI 5	参加資格審査申請書類の受付	提出書類のNO.9について、ゼネコンは現時点で未定ですが、入札までに確定させなければならないのでしょうか。	質問No.3を参照してください。
9	公募要項	16	VI 5 (2)	提出方法	参加資格申請の書類にNO8.NO9に設計と建築に関する書類の提出がありますが、事前に設計会社、建築会社を決定しておかなければいけないのでしょうか？尚、後日変更等は可能でしょうか？	質問No.3を参照してください。 また、公募要項11頁V2(7)のとおり、構成企業を変更又は追加する場合は、提案書提出までに提案様式集「構成企業変更承諾書」(様式4-2)を市に提出し、承諾を得るものとしています。
10	公募要項	18	VI 7	提出書の受付	(1)の部数の15部とは、提出する書類一式を15部用意する、という事でよろしいでしょうか。	提出部数について、提案様式集4頁Ⅲ3に記載しているので、参照してください。
11	公募要項	18	VI 7	提案書の受付	誤字、脱字の修正以外は不可能ということでしょうか。	ご理解の通りです。